

今、自然エネルギーのさらなる導入加速化のために  
(緊急提言)

平成25年9月11日

自然エネルギー協議会

## 今、自然エネルギーのさらなる導入加速化のために(緊急提言)

---

東日本大震災以降、エネルギーの安定供給が求められており、昨今の電力6社の料金値上げ等に見られるエネルギーコストの問題がクローズアップされているが、自然エネルギーの「環境負荷（二酸化炭素排出量）の低減」「エネルギー自給率の向上」「エネルギー源の多様化」「環境関連産業育成」等のグローバル社会やわが国の経済全体に、実質的に与えるメリットを鑑みて、国において現在策定中の「エネルギー基本計画」においては、「エネルギーのベストミックス」を構築すべく、最大限の導入促進を目標とすべきである。

今まさに、その「エネルギー基本計画」の年内取りまとめを目指す検討や、農地法、電気事業法の改正等、自然エネルギーの導入促進に係る重要な議論が行われている状況にあり、この機を捉え、自然エネルギー協議会として、次のとおり、緊急提言を行う。

### 1. 農地に関する規制改革について

現行農地法では平成21年度の改正後5年を目途に、「農地確保のための施策の在り方等」について検討を加えるとしており、また、国の規制改革会議では、農地関連規制の見直しを最優先で進めるとしている。

農地関連規制については、いわゆる「ソーラーシェアリング」制度の導入により、営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の規制が緩和されたところではあるが、今後、見直しの議論が本格化するにあたり、営農の再開が見込まれない耕作放棄地等の有効活用など、農業の健全な発展と調和のとれた自然エネルギーの導入促進などの観点から、地域の実態にあった農地関連規制の改革を実現すること。

あわせて、「2haを超え4ha以下の農地について転用を許可しようとする場合に求められる農林水産大臣への協議」を廃止するなど、地方が強く求めてきている「農地転用に関する事務・権限の移譲」を実現させること。

## 2. 電気事業法改正について

系統問題の解決に向けた接続義務の徹底や系統網の増強措置などの施策を着実に進めるため、平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に定めた改革プログラムについて、予定時期から遅れることなく推進するため、「電気事業法改正法案」を確実に成立させること。

また、改革プログラムの第3段階である「法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保」、「電気の小売料金の全面自由化」については、電気事業の「ユニバーサルサービス」を堅持し、離島や中山間地等においても「低廉かつ安定的な電力供給」について配慮すること。

平成25年9月11日

自然エネルギー協議会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門